

授業科目名	【Gカリキュラム】 - 【EFカリキュラム】 国際私法Ⅱ	選択	開講年次	【G】 - 【EF】 3	単位数	【G】 - 【EF】 2
科目区分	専門科目：【G】教科及び教科の指導法に関する科目 (-・-・-・-) / 【EF】教科及び教科の指導法に関する科目 (-・-・-・-)					
担当形態	単独	【G】教員の免許状取得のための (-・-・-・-) 科目 【EF】教員の免許状取得のための (-・-・-・-) 科目				
施行規則に定める科目区分又は事項等						
サブタイトル	国際家族法			担当者	花村 征志	
授業概要	<p>【概要】</p> <p>国際私法の中で国際家族法といわれる部分に関しては、国際財産法が誰にでもかかわり得るものであるとは異なり、一生かかわらない人もいます。それでも、法が相対的なものであることや、日本民法の家族法をより理解する上では十分な意義を持っています。この授業では、国際私法の総論と国際家族法の基礎的事項について講義します。</p> <p>【到達目標】</p> <p>国際私法の総論と国際家族法についての基礎的な部分について理解できるようになることがこの講義の到達目標です。</p>					
履修条件	民法（親族法・相続法）については履修済みか又は履修・聴講・学習中であることが必要です。国際財産法を扱う国際私法Ⅰの履修は必ずしも必須ではありません。しかし、両者を履修・聴講することは国際私法税帯を理解する上で必要です。					
教科書・参考書	<p>【教科書】</p> <p>特に指定しません。</p> <p>【参考書】</p> <p>特に指定しません。</p>					
授業回数	授業内容					
1	国際私法の意義（国際家族法の意義）、国際私法とはどのような法律か。 予習：民法の身分法の部分を概観すること。復習：涉外的身分関係から生じ得る問題を概観すること。					
2	国際私法の構造、国際私法による問題の解決 予習：民法における身分法関係問題の解決を確認すること。復習：身分法部分においてどのような場合に国際私法が関係するのか。					
3	婚姻（1）身分関係 予習：民法における婚姻について確認すること。復習：法適用通則法 24 条、25 条					
4	婚姻（2）財産関係 予習：民法における婚姻から生ずる財産権系を確認すること。復習：法適用通則法 26 条					
5	離婚 予習：民法における離婚について確認すること。復習：法適用通則法 27 条					
6	外国裁判所の離婚判決の承認 予習：民法及び訴訟法における離婚について確認すること。復習：民事訴訟法 118 条他					
7	親子関係（1）実子 予習：民法における親子関係について確認すること。復習：法適用通則法 28 条、29 条、30 条					
8	親子関係（2）養子 予習：民法における養親子関係について確認すること。復習：法適用通則法 31 条					
9	親族関係 予習：民法における親族関係について概観すること。復習：法適用通則法 32 条、33 条					
10	扶養 予習：民法における扶養について確認すること。復習：扶養の義務の準拠法に関する法律					
11	後見、保佐等 予習：民法における後見、保佐、補助について確認すること。復習：法適用通則法 5 条、35 条					
12	相続 予習：民法における相続について概観すること。復習：法適用通則法 36 条					
13	遺言 予習：民法における遺言について確認すること。復習：法適用通則法 37 条					
14	国際民事訴訟法 予習：民事訴訟法による紛争の解決を概観すること。復習：民事訴訟法 3 条の 2 他					
15	適用除外等 予習：民事裁判における法の適用について概観すること。復習：法適用通則法 43 条他					
評価方法	授業内において 10 回小テストを実施し、それを総合して評価を行う。各小テストの配分割合は各 10%、合計 100%。					
評価基準	上記授業単元内容について、各条文に基づきその意義や要件を理解した者を「A」（うち特に優れたものには「S」）、それに至らないものの概要を理解した者をその程度に応じて「B」又は「C」、授業内容の理解が不十分な者又は理解できていない者をその程度に応じて「D」又は「E」、評価不能の場合は「F」とします。					
その他	※G 別：法【-】疎【-】情【-】 / EF 別：法【-】疎【-】経【-】					